

証券コード 5122
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都文京区本郷3丁目27番12号

オカモト株式会社

代表取締役社長 田村俊夫

第123回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当社本社ビル1階

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第123期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第123期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

以 上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okamoto-inc.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第123期事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に景気は緩やかに回復しております。しかしながら、米中の貿易摩擦、中国経済の減速、英国のEU離脱問題の長期化等、長引く海外情勢の不安定化により先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境のなか、当社グループは商品ラインナップの拡充、積極的なマーケティングとコスト削減に努め、引き続き営業力の強化、経営の効率化及び合理化を図ってまいりました。

結果、当連結会計年度における売上高は93,744百万円（前年同期比4.1%増）となりました。利益面では原材料価格の高騰、設備更新による減価償却費の増加や物流コストの増加等により営業利益は8,678百万円（前年同期比14.5%減）、経常利益は10,004百万円（前年同期比8.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,420百万円（前年同期比5.9%減）となりました。

各部門別の概況は次のとおりです。

<産業用製品>

一般用フィルムは堅調に推移しましたが、工業用フィルムが半導体関連の市況低迷の影響により売上減となりました。

建材用フィルムは、車輛加飾用及び鋼板用が好調で、新規受注獲得もあり売上増となりました。

多層フィルムは、工業用の需要が堅調に推移し売上増となりました。

壁紙は、住宅着工件数が伸び悩むなか売上前年並みとなりました。

農業用フィルムは、ポリオレフィンフィルムが堅調に推移し売上増となりました。

フレキシブルコンテナは、石油化学メーカー向けの需要が増加し売上増となりました。

自動車内装材は、北米及び中国で市況悪化の影響があったものの新規受注獲得により売上大幅増となりました。

粘着テープは、一般販売向けは売上減となりましたが、通信販売向けが堅調に推移し売上横這いとなりました。

工業用テープは、電材用及び車輛用の受注が減少し売上減となりました。

食品衛生用品は、業務用ラップは新規採用増により前年を上回りましたが、業務用手袋は取扱商品の絞り込みを行ったことにより売上減となりました。

食品用吸水・脱水シートであるピッチット製品は、北海道・東北地区の豊漁と外食産業での新規採用により売上増となりました。

研磨材は前期の受注増の反動により減少しましたが、研磨布紙等は精密加工用の製品が伸長したことと、複写機用グリップローラーの受注が堅調に推移したことにより売上増となりました。

以上により、当セグメントの売上高は60,231百万円（前年同期比4.9%増）となりました。

<生活用品>

コンドームは、国内市場でのインバウンド需要の勢いは緩やかになりましたが、オカモトゼロワンシリーズを中心とした薄物商品が依然として堅調で売上増となりました。また、海外向けも引き続き好調で売上大幅増となりました。

浣腸は、中小ドラッグチェーン及び一般店が苦戦し売上減となりました。

除湿剤は、降水量が全国的に少なく売上微減となりました。

カイロは、暖冬の影響により売上大幅減となりました。

手袋は、家庭用は新製品『カシニーナ フィッティドレス』を上市し、クリーンルーム向け・理美容向けが堅調でしたが、その他用途向けが苦戦し売上減となりました。

メディカル製品のうち滅菌器は、歯科関連が好調で売上増となりました。

ブーツ及び雨衣は、暖冬の影響により防寒品が苦戦し売上減となりました。

シューズは、消費の低迷により売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は33,282百万円（前年同期比3.0%増）となりました。

<その他>

その他事業は、物流受託事業及び太陽光発電事業であります。

当セグメントの売上高（振替前）は3,911百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済は企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復を見せているものの、米中の貿易摩擦、中国経済の減速、金融資本市場の変動等により、海外情勢は依然として不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況のなか当社グループは、「身近な暮らしを科学する」を掲げて、顧客ニーズを満たす品揃えの強化と販売の拡大に取り組んでまいります。

生産面では、壁紙の専用工場である「つくば工場」が本格稼働し、国内4工場体制となりました。4工場体制の完成を機に、より一層、顧客ニーズに合致する製品開発と内外の幅広い顧客への営業活動を進めてまいります。

また、企業の社会的責任を真摯に受け止め、コンプライアンスやリスク管理体制の充実を図ります。

当社はゴム・プラスチックの総合メーカーとして、全社を挙げて廃棄物数量の削減・縮小に取り組めます。社会的な課題の解決に向けて、事業を通じて社会貢献できる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中において実施（無形固定資産を含む支払ベース）いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

当社静岡工場設備	1,639	百万円
当社茨城工場設備	869	百万円
当社福島工場設備	128	百万円
当社つくば工場設備	952	百万円
当社本社及び賃貸物件	108	百万円
グループ各社	1,046	百万円
合計	4,744	百万円

- ② 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、主に自己資金で賄いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目	単位	第120期 (2016年3月期)	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	百万円	88,383	86,604	90,089	93,744
経常利益	百万円	9,664	10,738	10,926	10,004
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	5,067	7,952	6,820	6,420
1株当たり 当期純利益	円	51.52	80.95	349.45	334.94
総資産	百万円	86,284	94,972	107,464	108,262
純資産	百万円	49,208	57,016	65,216	66,095

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式数を除いております。
2. 第123期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。これにともない、第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第123期の期首から適用しており、第122期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イチジク製薬株式会社	35百万円	100%	医薬品の製造・販売
オカモト化成株式会社	33百万円	100%	産業用製品、衣料・スポーツ用品の販売
世界長ユニオン株式会社	98百万円	100%	シューズ、紳士靴の製造・販売
理研コランダム株式会社	500百万円	50.2%	研磨布紙、OA器材部材の製造・販売、不動産賃貸事業
Okamoto North America, Inc.	22.6百万米ドル	100%	持株会社
Okamoto U.S.A., Inc.	2百万米ドル	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Sandusky Manufacturing, LLC	20.5百万米ドル	100%	産業用製品の製造・販売
岡本(香港)有限公司	6百万香港ドル	100%	産業用製品、シューズ、衣料・スポーツ用品、医療・日用品の販売
岡本貿易(深圳)有限公司	4.8百万中国元	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Rubber Products Co., Ltd.	80百万パーツ	100%	コンドームの製造・販売
Siam Okamoto Co., Ltd.	245百万パーツ	100%	医療・産業用ゴム手袋製造・販売、コンドームの販売、産業用製品の販売

(注) 上記議決権比率は、子会社の保有する議決権も含めております。

(6) 主要な事業内容

(2019年3月31日現在)

事業の区分	事業内容(主要製品)
産業用製品	プラスチックフィルム、農業用フィルム、ビニルレザー、壁紙、自動車内装材、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ、食品用ラップ、食品衛生関連商品、食品用脱水・吸水シート、研磨布紙、OA器材部材
生活用品	コンドーム、カイロ、炊事用手袋、作業用手袋、福祉用品、健康用品、競技用自転車チューブ、除湿剤、医薬品、殺虫剤、消臭剤、スポーツカジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ、レジャー用品、雨衣
その他	倉庫管理、運送、プラント、太陽光発電

(7) 主要な営業所及び工場等**(2019年3月31日現在)**

当 社 本 社	東京都文京区
国内営業拠点	当社大阪支店(大阪府大阪市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、イチジク製菓株式会社(東京都墨田区)、オカモト化成株式会社(東京都台東区)、世界長ユニオン株式会社(東京都江戸川区)、理研コランダム株式会社(埼玉県鴻巣市)
海外営業拠点	Okamoto U.S.A.,Inc.(米国)、岡本(香港)有限公司(中国香港)、岡本貿易(深圳)有限公司(中国)
国内生産拠点	当社静岡工場(静岡県榛原郡)、当社茨城工場(茨城県龍ヶ崎市)、当社福島工場(福島県いわき市)、当社つくば工場(茨城県牛久市)
海外生産拠点	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC(米国)、Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.(タイ王国)、Siam Okamoto Co.,Ltd.(タイ王国)、広東岡本衛生科技有限公司(中国)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,765名	106名増

② 当社の使用人の状況

(2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,122名	53名増	38.4歳	15.4年

(注) 上記のほか、500名の臨時従業員がおります。

(9) 主要な借入先及び借入額**(2019年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,979百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,070百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	300百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000 株
(2) 発行済株式総数(自己株式を除く) 19,120,583 株
(注) 上記より控除した自己株式数 1,278,784 株
(3) 株主数 5,708 名
(4) 上位10名の株主

(2019年3月31日現在)

	株 主 名	持 株 数	持株比率
1	明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,485千株	7.77%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,455千株	7.61%
3	丸 紅 株 式 会 社	1,442千株	7.54%
4	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	948千株	4.96%
5	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	800千株	4.19%
6	有 限 会 社 八 幡 興 産	706千株	3.69%
7	や よ い 会	556千株	2.91%
8	損 害 保 険 ジャパン日本興亜株式会社	488千株	2.56%
9	平 井 商 事 株 式 会 社	377千株	1.97%
10	岡 本 多 計 彦	327千株	1.71%

- (注) 1. 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,455千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 800千株
2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数に対する割合です。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は2018年10月1日付で、当社の発行する普通株式5株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	岡 本 良 幸	
取締役社長 (代表取締役)	田 村 俊 夫	
専務取締役	矢 口 昭 史	汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌
専務取締役	池 田 佳 司	医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、粘着製品部、情報システム室、開発室関係、茨城工場管掌
専務取締役	岡 本 邦 彦	海外部、手袋・メディカル部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌 Okamoto North America, Inc.取締役社長
常務取締役	高 島 寛	経理部担当
常務取締役	岡 本 優	資材部、食品衛生用品部担当
取 締 役	土 屋 洋 一	静岡工場長
取 締 役	田 中 健 嗣	茨城工場長
取 締 役	河 村 智	産業用品部長
取 締 役	野 寺 哲 生	車輛資材部長
取 締 役	高 橋 慶 太	汎用プラスチック製品部長、機能プラスチック製品部長
取 締 役	田 中 祐 司	総務部長
取 締 役	福 田 昭 彦	粘着製品部長
取 締 役	相 澤 光 江	弁護士、株式会社コジマ社外取締役、 プルデンシャル・ホールディング・ジャパン株式会社社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	有 坂 衛	
取 締 役 (監査等委員)	深 澤 佳 己	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	荒 井 瑞 夫	公認会計士、税理士、 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 当期中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の異動
 就任 田中祐司（2018年6月28日就任）
 福田昭彦 同上
 退任 岡本二郎（2018年6月28日退任）
2. 当期中の監査等委員である取締役の異動
 該当事項はありません。
3. 取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は社外取締役であります。
4. 監査等委員深澤佳己氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、監査等委員荒井瑞夫氏は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社の経理・総務・人事を始めとする幅広い業務に携わり、その知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能が更に強化できる適切な人材であるため、有坂衛氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当社は取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役相澤光江、取締役深澤佳己及び取締役荒井瑞夫は当社と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要	
取締役（監査等委員を除く）	16名	299百万円	年額	344百万円以内
（うち社外取締役）	(1)	(4)		
取締役（監査等委員）	3名	25百万円	年額	46百万円以内
（うち社外取締役）	(2)	(8)		
合計	19名	324百万円		

- (注) 1. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額76百万円があります。
 2. 期末現在の人員は取締役18名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 相澤 光江

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。

なお、当社と同事務所との間で顧問契約を締結しております。

2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社コジマの社外取締役、プルデンシャル・ホールディング・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はございません。

3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

② 監査等委員 深澤 佳己

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

深澤法律事務所の弁護士であります。

なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、12回中11回出席し、また監査等委員会にすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

③ 監査等委員 荒井 瑞夫

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

荒井公認会計士事務所の公認会計士及び税理士法人みずほ代表社員であります。

なお、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東洋製罐グループホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はございません。

3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、12回中11回出席し、また監査等委員会には、15回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
②	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 子会社の一部は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である各種のアドバイザー業務を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の子会社である理研コランダム株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査等委員会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務実施状況を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する選解任等に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の役員・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることとします。
 - ② 当社の役員は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
 - ③ 社長をコンプライアンス統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、弁護士・公認会計士等の外部有識者、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。
 - ④ 当社グループは、内部通報制度（オカモト・ホットライン）を開設し、コンプライアンス上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めています。通報内容への対応については通報内容を検討し、経営管理室が内部調査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
 - ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
 - ア) 株主総会議事録と関連資料
 - イ) 取締役会議事録と関連資料
 - ウ) 取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
 - エ) 内部者取引（インサイダー取引該当）に係る重要な文書
 - オ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
 - カ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
 - ② 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしてまいります。

- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてコンプライアンス委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理小委員会を機動的に開催しています。リスク管理小委員会の内容はリスク管理委員会に報告され、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制を構築いたします。
 - ② リスク管理委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別リスクマネジメントに取り組んでまいります。なお、環境リスクについては、ISO14001取得時に創設した環境管理委員会にて横断的・継続的に評価・管理してまいります。
 - ③ 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。また係るリスクの高い地区及び業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を原則月1回以上開催し、経営上の重要事項につき協議します。また年に1回以上工場で取締役会を開催し交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めてまいります。
 - ② 当社グループの事業部門は、需要家向け製品の産業用製品事業と消費者向け製品の生活用品事業、その他事業の3部門に分かれています。各部門の互換性が薄いため、部門ごとに長期販売計画、年度単位の部門方針を立て、その業績を全社統一の指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門の業績を報告しあい、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。
 - ③ 代表取締役と役付取締役で構成する常務会を定例以外にも機動的に開催し、各部門の業績・状況を監視するとともに、当社事業の対処方針を効率よく決定できる体制を構築いたします。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 経営管理室を中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
 - ② 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査等委員及び会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。
- 6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しますが、当社取締役が子会社の取締役を兼務等することで、当社の方針を子会社の運営に直結させるとともに、子会社の経営上の重要事項については、当社との事前協議や当社への報告を行わせることとして、当社グループとしてリスクを一体的に把握し管理してまいります。
 - ② 当社グループの経営の基本方針及び経営目標を定めて、当社グループ全体として効率的な業績管理を行ってまいります。

- ③ 当社の取締役は、担当部門の子会社の状況を含めて取締役会において1ヶ月に1回業務の執行状況を報告します。
 - ④ 経営管理室は、当社グループ各社の内部統制の構築及び運用指導を行い、各子会社と連携して、当社グループ全体としての内部統制を進めてまいります。
 - ⑤ 当社グループとして内部通報制度（オカモト・ホットライン）を設けて、これを公益通報者保護法の定めに従って運用することにより、コンプライアンス体制の確保に努めてまいります。
- 7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとします。
 - ② 当該使用人は監査等委員の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査等委員会の同意を得た上で決定します。
 - ③ 監査等委員の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査等委員への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員に報告いたします。監査等委員は、取締役会・月曜会に出席するとともに、コンプライアンス委員会・小委員会にも出席して、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができます。
 - ② 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査等委員への情報提供を強化してまいります。
 - ③ 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取り扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- 監査等委員は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払い及び償還を受けることができるものとします。
- 10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査等委員への情報提供を強化します。
 - ② 当社監査等委員の半数は独立社外取締役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
 - ③ 当社監査等委員は、当社グループの各社監査役及び当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していく他、監査等委員会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合には更に追加して内部監査を行ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 業務執行の効率性向上に関する事項
 - ・取締役会を本社及び各工場において、計12回開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項について審議を行っています。
 - ・取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ・担当部門における経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っています。
- ② コンプライアンスに関する事項
 - ・情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っています。
 - ・「行動基準」を制定するとともに、全従業員及び子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しています。
 - ・「行動基準」は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しています。
 - ・当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然防止に努めています。
- ③ リスク管理に関する事項
 - ・経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理小委員会を定期的に開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っています。
 - ・リスク管理委員会の活動内容については、取締役会に報告を行っています。
- ④ グループ管理に関する事項
 - ・子会社代表取締役から定期的に子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社に関する重要事項（事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項）が、当社へ定期的に報告されています。
 - ・当社内部監査部門は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果はリスク管理小委員会に報告されます。
- ⑤ 監査等委員の監査に関する事項
 - ・当社の経営管理室長は、内部監査部門が行った監査結果、及び「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況について、当社監査等委員に報告を行っています。
 - ・監査等委員は、取締役会の他、経営会議など社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べています。
 - ・監査等委員は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株主の在り方として、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

② 不適切な支配の防止のための取り組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案又はこれに類似する行為がなされることがあります。

これらの大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

当社は、第111回定時株主総会（2007年6月28日開催）の決議をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、第114回定時株主総会（2010年6月29日開催）、第117回定時株主総会（2013年6月27日開催）、第120回定時株主総会（2016年6月29日開催）にて継続してまいりました（継続後のプランを以下「本プラン」といいます）。また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2019年5月9日開催の取締役会において、本プランを一部修正した上で、2019年6月27日開催の当社第123回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として買収防衛策を継続することを決定いたしました。

本プランは、当社が発行する株券等について、(ア) 自己の保有割合が20%以上となる場合、もしくは(イ) 自己及びその特別関係者の所有割合の合計が20%以上となる場合のいずれかに該当する買付その他の取得（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に大規模買付行為の情報提供を要請するとともに、取締役会の恣意的な判断を防止し、適正に運用されるよう独立委員会の設置を義務づけています。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定められたルールを遵守しない場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動するべきか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することといたします。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権が20%以上となる大規模買付行為が、企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものであるか否かについて株主の皆様にご判断いただくための情報と時間を確保した上で、取締役会として、大規模買付者等と協議・交渉し、意見や代替案等を提示するためのものです。

従って、これらの施策は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

更に、本プランは経済産業省及び法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会による2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえ、(ア)株主共同の利益の確保・向上を目的とし、株主意思を反映する手続を定めていること、(イ)社外者のみから構成される独立委員会の判断が最大限尊重されるとともに、外部の専門家の意見聴取ができるとされていること、(ウ)有効期間満了前でも株主総会によりいつでも廃止し得ること等の理由から、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを基本方針としております。

(注) 事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	66,522	流 動 負 債	31,999
現金及び預金	23,070	支払手形及び買掛金	22,012
受取手形及び売掛金	20,043	短期借入金	2,718
電子記録債権	7,814	未払法人税等	1,189
商品及び製品	9,176	賞与引当金	1,016
仕掛品	2,091	その他	5,062
原材料及び貯蔵品	2,770		
その他	1,596	固 定 負 債	10,166
貸倒引当金	△ 40	長期借入金	1,014
		繰延税金負債	1,435
固 定 資 産	41,739	退職給付に係る負債	6,858
有形固定資産	22,601	その他	858
建物及び構築物	5,403	負 債 合 計	42,166
機械装置及び運搬具	8,210	(純 資 産 の 部)	
土地	7,205	株 主 資 本	55,915
建設仮勘定	1,453	資本金	13,047
その他	328	資本剰余金	511
無形固定資産	209	利益剰余金	47,306
		自己株式	△ 4,950
投資その他の資産	18,928	その他の包括利益累計額	7,288
投資有価証券	18,338	その他有価証券評価差額金	7,533
繰延税金資産	56	繰延ヘッジ損益	6
その他	558	為替換算調整勘定	115
貸倒引当金	△ 25	退職給付に係る調整累計額	△ 367
		非支配株主持分	2,891
資 産 合 計	108,262	純 資 産 合 計	66,095
		負債及び純資産合計	108,262

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年 4月 1日~2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		93,744
売上原価		69,491
売上総利益		24,253
営業費用		15,574
営業利益		8,678
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	524	
不動産賃貸料	660	
持分法による投資利益	132	
為替差益	83	
その他	154	1,580
営業外費用		
支払利息	23	
不動産賃貸費用	121	
その他	109	254
経常利益		10,004
特別利益		
投資有価証券売却益	17	
子会社清算益	67	
関係会社株式売却益	29	
その他特別利益	0	114
特別損失		
固定資産除却損失	18	
減損損失	1,516	
投資有価証券評価損	6	
その他	21	1,561
税金等調整前当期純利益		8,557
法人税、住民税及び事業税	2,418	
法人税等調整額	△ 292	2,126
当期純利益		6,430
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		6,420

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日～2019年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	13,047	511	42,781	△3,690	52,650
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,895		△ 1,895
親会社株主に帰属する当期純利益			6,420		6,420
自己株式の取得				△ 1,260	△ 1,260
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,525	△ 1,260	3,264
2019年3月31日残高	13,047	511	47,306	△ 4,950	55,915

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2018年4月1日残高	9,309	△7	310	△370	9,241	3,323	65,216
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,895
親会社株主に帰属する当期純利益							6,420
自己株式の取得							△ 1,260
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△ 1,775	14	△ 195	3	△ 1,953	△ 432	△ 2,385
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,775	14	△ 195	3	△ 1,953	△ 432	879
2019年3月31日残高	7,533	6	115	△ 367	7,288	2,891	66,095

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

オカモト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカモト株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2019年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,906	流動負債	28,010
現金及び預金	14,107	支払手形	5,627
受取手形	3,119	買掛金	14,559
電子記録債権	7,285	短期借入金	2,100
売掛金	18,054	未払金	625
商品及び製品	5,080	未払法人税等	861
仕掛品	1,300	未払費用	1,859
原材料及び貯蔵品	1,892	賞与引当金	893
その他の金	1,092	その他の	1,483
貸倒引当金	△ 27	固定負債	9,391
		長期借入金	1,000
		繰延税金負債	1,811
		退職給付引当金	5,948
		その他の	632
固定資産	40,343	負債合計	37,402
有形固定資産	17,896	(純資産の部)	
建物及び構築物	3,242	株主資本	47,406
機械装置及び運搬具	5,720	資本金	13,047
土地	7,692	資本剰余金	448
建設仮勘定	1,036	資本準備金	448
その他の	205	その他資本剰余金	0
無形固定資産	44	利益剰余金	38,439
投資その他の資産	22,402	利益準備金	2,864
投資有価証券	16,132	その他利益剰余金	35,574
関係会社株式	5,817	固定資産圧縮積立金	226
その他の	451	特別償却準備金	265
		別途積立金	17,285
		繰越利益剰余金	17,798
		自己株式	△ 4,528
		評価・換算差額等	7,440
		その他有価証券評価差額金	7,433
		繰延ヘッジ損益	6
		純資産合計	54,847
資産合計	92,249	負債及び純資産合計	92,249

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年 4月 1日～2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上		73,724
売 上 原 価		58,443
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,280
営 業 外 利 益		9,568
営 業 外 利 益		5,711
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	1,010	
不 動 産 賃 貸 料	445	
為 替 差 益	180	
そ の 他 用 意	94	1,735
営 業 外 費		
支 払 利 息	18	
不 動 産 賃 貸 費 用	152	
貸 倒 引 当 金 繰 入	24	
そ の 他	46	241
経 常 利 益		7,206
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17	
固 定 資 産 売 却 益	0	
そ の 他 特 別 利 益	0	17
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	10	
減 損	1,212	
そ の 他 特 別 損 失	4	1,227
税 引 前 当 期 純 利 益		5,996
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,735	
法 人 税 等 調 整 額	△ 252	1,483
当 期 純 利 益		4,513

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年 4月 1日～2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金		利益剰余金				自己株式		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金		繰越利益 剰余金	
2018年4月1日残高	13,047	448	0	2,864	242	373	17,285	15,089	△3,455	45,896
当期変動額										
剰余金の配当								△1,929		△1,929
当期純利益								4,513		4,513
固定資産圧縮積立金の取崩					△16			16		-
特別償却準備金の取崩						△108		108		-
自己株式の取得									△1,072	△1,072
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	-	-	-	-	△16	△108	-	2,708	△1,072	1,510
2019年3月31日残高	13,047	448	0	2,864	226	265	17,285	17,798	△4,528	47,406

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	9,140	△7	9,132	55,029
当期変動額				
剰余金の配当				△1,929
当期純利益				4,513
固定資産圧縮積立金の取崩				-
特別償却準備金の取崩				-
自己株式の取得				△1,072
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,707	14	△1,692	△1,692
当期変動額合計	△1,707	14	△1,692	△181
2019年3月31日残高	7,433	6	7,440	54,847

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

オカモト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカモト株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査を実施し、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

オカモト株式会社 監査等委員会
監査等委員 有坂 衛 ㊞
監査等委員 深澤 佳己 ㊞
監査等委員 荒井 瑞夫 ㊞

監査等委員深澤佳己及び荒井瑞夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。

第123期につきましては、2019年2月1日をもって創立85周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり75円（うち、普通配当50円・創立85周年記念配当25円）

といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は1,434,043,725円となります。

なお、中間配当金として10円をお支払しておりますが、当社は2018年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、株式併合後ベースでは50円となります。よって1株当たりの年間配当金額は125円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）15名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

おかもと よしゆき
岡本 良幸

性別：男性

生年月日

1949年10月23日生

所有する当社株式の数

219,000株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年7月 当社入社
1985年6月 当社取締役
1989年6月 当社常務取締役
2003年7月 当社専務取締役
2005年6月 当社専務取締役 資材部、茨城工場、静岡工場、福島工場管掌
2007年6月 当社代表取締役副社長
2011年6月 当社代表取締役社長
2018年6月 当社代表取締役会長
現在に至る

取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を生かして重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

再任

たむら としお
田村 俊夫

性別：男性

生年月日

1953年9月9日生

所有する当社株式の数

5,900株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年6月 当社入社
2007年6月 当社取締役 海外部長
2011年6月 当社常務取締役 海外部担当
2012年6月 当社常務取締役 海外部、車輛資材部担当
2015年6月 当社専務取締役 海外部、車輛資材部管掌
2016年4月 当社専務取締役 海外部、車輛資材部、手袋・メディカル部管掌
2018年6月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

代表取締役として取締役会を運営・統括するとともに、当社グループのグローバルな展開を牽引してきた実績と豊富な経験・高度な見識を生かして当社グループの更なる企業価値向上に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

やくち あきふみ
矢口 昭史

性別：男性

生年月日

1953年4月29日生

所有する当社株式の数

3,400株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年6月 当社入社
2008年6月 当社取締役プラスチック製品部長
2010年7月 オカモト化成(株)取締役社長
2011年6月 当社取締役退任 オカモト化成(株)取締役社長
2013年6月 当社常務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部担当
2016年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌
2017年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部、食品衛生用品部管掌
2018年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたるプラスチック製品の営業部門における豊富な経験と実績に加え、グループ会社の経営にも携わり、更なる市場開拓に向けてこれらの知見を重要な意思決定に生かす適切な人材として、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任

いけだ けいじ
池田 佳司

性別：男性

生年月日

1956年9月30日生

所有する当社株式の数

2,800株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年6月 当社入社
2009年6月 当社取締役 茨城工場長兼製造部長
2015年1月 当社取締役 医療生活用品部長、開発担当
2015年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発担当
2016年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発、粘着製品部担当
2016年11月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発、粘着製品部、静岡工場担当
2017年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発関係、粘着製品部、情報システム室、静岡工場、茨城工場、福島工場担当
2018年6月 当社専務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、粘着製品部、情報システム室、開発関係管掌
2018年10月 当社専務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、粘着製品部、情報システム室、開発関係、茨城工場管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり、工場の生産技術や研究開発部門の経営に携わっており豊富なマネジメント経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行が更に強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

再任

おかもと くにひこ
岡本 邦彦

性別：男性

生年月日

1979年5月24日生

所有する当社株式の数

170,700株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年 4月 当社入社
2013年 10月 当社海外部長
2015年 3月 当社海外部長兼シューズ製品部長
2015年 6月 当社取締役 海外部長兼シューズ製品部長
2017年 6月 当社常務取締役 海外部、産業用品部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所担当
2018年 6月 当社専務取締役 海外部、手袋・メディカル部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌
現在に至る
Okamoto North America, Inc.取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に海外営業部門における幅広い知識・経験・人脈を有しており、更なる海外事業の強化に際し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

再任

たかしま ひろし
高島 寛

性別：男性

生年月日

1957年12月25日生

所有する当社株式の数

2,700株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 6月 当社入社
2009年 7月 当社経理部長
2011年 6月 当社取締役 経理部長
2016年 10月 当社取締役 経理部長兼関係会社管理室担当
2017年 6月 当社常務取締役 経理部、総務部担当
2018年 6月 当社常務取締役 経理部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり、経理・財務等の会計業務に携わっており、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できる適切な人材として、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

再任

おかもと まさる
岡本 優

性別：男性

生年月日

1977年7月4日生

所有する当社株式の数

72,500株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年10月 第二東京弁護士会登録
2013年4月 当社入社
2015年1月 当社経営管理室長
2017年6月 当社取締役 食品衛生用品部長
2018年6月 当社常務取締役 資材部、食品衛生用品部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての経験・高い見識に基づきこれを当社の経営に反映させることにより、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

8

再任

つちや よういち
土屋 洋一

性別：男性

生年月日

1960年4月3日生

所有する当社株式の数

300株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年6月 当社入社
2004年10月 当社静岡工場製造一部統括マネージャー
2008年11月 当社静岡工場長代理製造一部兼製造三部長
2010年6月 Okamoto Sanduky Manufacturing,LLC取締役社長
2014年7月 当社静岡工場長
2015年6月 当社取締役 静岡工場長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の生産技術や研究開発部門、また子会社の経営に携わっており、優れたコミュニケーション能力により、生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

9

再任

たなか けんじ
田中 健嗣

性別：男性

生年月日

1962年6月22日生

所有する当社株式の数

200株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年6月 当社入社
1989年7月 当社茨城工場FA推進室
2001年2月 当社総務部付業務改革担当
2009年7月 当社茨城工場施設課長
2011年7月 当社茨城工場製造部長代理
2014年10月 当社茨城工場長代理兼家庭用品課長
2015年7月 当社茨城工場長
2016年6月 当社取締役 茨城工場長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の生産部門における幅広い知識と経験を有しており、優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

再任

のぞら てつお
野寺 哲生

性別：男性

生年月日

1962年2月6日生

所有する当社株式の数

1,100株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年6月 当社入社
1984年10月 当社化成品2部車輻資材課
2009年4月 当社車輻資材部車輻資材課長
2016年2月 当社車輻資材部長
2017年6月 当社取締役 車輻資材部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、車輻内装材の営業部門において豊富なマネージメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行が更に強化できる適切な人材として、取締役候補者といたしました。

候補者番号

11

再任

たなか ゆうじ
田中 祐司

性別：男性

生年月日

1964年12月29日生

所有する当社株式の数

100株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行
2016年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ
リサーチ&コンサルティング業務部長
2017年 6月 当社入社
2017年 7月 当社総務部長
2018年 6月 当社取締役 総務部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関での経験を通じて、幅広い知識・経験・人脈と豊富な海外業務経験を有しており、営業及び管理部門において多面的な視点から発言・提案し活性化に貢献できる適切な人材として、取締役候補者といたしました。

候補者番号

12

再任

ふくだ あきひこ
福田 昭彦

性別：男性

生年月日

1961年11月18日生

所有する当社株式の数

600株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 6月 当社入社
1985年 7月 当社工業資材部包装資材課
2007年 7月 当社粘着製品部包装資材課長
2016年 2月 当社粘着製品部長
2018年 6月 当社取締役 粘着製品部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、粘着製品の営業部門において豊富なマネージメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行が更に強化できる適切な人材として、取締役候補者といたしました。

候補者番号

13

新任

なかじま てつお
中島 哲夫

性別：男性

生年月日

1961年4月5日生

所有する当社株式の数

2,000株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年6月 当社入社
当社人事課
1985年11月 当社医療品部販売2課
2002年6月 当社医療家庭用品部医療家庭用品課マネージャー
2007年10月 当社医療家庭用品部長代理
2016年2月 当社生活用品部長
2018年7月 当社食品衛生用品部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、生活用品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行が更に強化できる適切な人材として、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

14

新任

くめ たかゆき
久米 孝之

性別：男性

生年月日

1963年6月22日生

所有する当社株式の数

900株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年6月 当社入社
当社医療日用品事業部医療品1課
2006年4月 当社医療家庭用品部医療家庭用品課広域量販課マネージャー
2016年2月 当社医療品部長
2018年7月 当社医療品部長兼医療生活用品マーケティング室長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、医療品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行が更に強化できる適切な人材として、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

15

再任

あいざわ みつえ
相澤 光江

性別：女性

生年月日

1942年10月14日生

所有する当社株式の数

200株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1967年 4月 建設省(現国土交通省)入省
1979年 4月 東京弁護士会登録
1981年 9月 三宅今井池田法律事務所勤務
1985年 4月 新東京総合法律事務所開設
2007年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー就任
2015年 4月 TMI総合法律事務所パートナー就任（現任）
2015年 6月 当社取締役（現任）
2015年11月 株式会社コジマ 社外取締役（現任）
株式会社富士ロジテックホールディングス 社外監査役
2016年 6月 プルデンシャル・ホールディング・ジャパン株式会社 社外監査役（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識に基づきこれを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できる適切な人材として、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありませんが、当社は社外取締役候補者である相澤光江氏が所属するTMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 相澤光江氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 相澤光江氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 相澤光江氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項による責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

当社は、2007年6月28日開催の第111回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会により継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は、2019年6月開催予定の第123回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2019年5月9日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部修正した上で更新（以下、一部修正した新しいプランを「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランへの更新につきましては、当社社外取締役3名を含む取締役全員により、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、承認可決されております。

なお、2019年3月31日現在の当社株式の状況につきましては、別紙1のとおりですが、2019年5月9日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。

I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株主の在り方として、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは「創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係する人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命としております。

当社グループの事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれ、その代表的な製品は、産業用製品事業ではフィルム、壁紙、フレキシブルコンテナ、自動車内装材、テープ、食品衛生用品、食品用脱水・吸水シート等、生活用品事業ではコンドーム、カイロ、除湿剤、メディカル製品、手袋、シューズ、雨衣等と多岐にわたります。これらの事業は、1934年の創業以来培ってきた素材の研究と高度な技術の追求、並びに会社の統合・合併・事業の譲受等による製造技術・ノウハウの吸収により、成長してまいりました。これらの事業を基盤として当社グループは環境にやさしい製品を世に送り出し、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員などの様々なステークホルダーとの友好的関係の維持、発展に努めてまいりました。これからもこれら有形・無形の資産を活用して中長期的な視野に立って企業価値と株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社は、国内の市場が伸び悩むなかで、グループ全社を挙げて「身近な暮らしを科学する」をキャッチフレーズに新製品の開発とグループ取扱商品の拡大に努めております。また利益体質を強化する意味で、本社・工場・支店・営業所・子会社を含めたグループ全体で、3S活動（整理・整頓・清掃）の徹底と継続を図り、品質向上と原価逓減に努めるとともに、省資源の促進及び廃棄物の削減など、環境問題への取り組み強化を実施しております。

当社は、企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）を基本としてコンプライアンス規程を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めております。また会社法に定める内部統制構築に関する基本方針に基づき企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、各役員の役割の明確化に努めております。

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資をご継続頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

III. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転をともなう買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同条項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。以下同じとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任いたします。現在の独立委員会委員である社外取締役の相澤光江氏、深澤佳己氏、荒井瑞夫氏（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）は、本プランへの継続決定後、独立委員会委員となる予定です。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することといたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものといたします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものといたします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規

模買付行為の実現可能性等を含みます。)

- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限といたします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3)当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付によ

る当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを

目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものといたします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(3)取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することといたします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切

と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものいたします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

なお、大規模買付者に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行うことはありません。

(4)大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間といたします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものいたします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものいたします。

(5)対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅いたします。）の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものいたします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必

要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2)対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響・株主の皆様に必要な手続

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面の提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2022年6月30日までに開催される当社第126回定時株主総会の終結の時までとします。但し、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①その後の当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様には利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ.1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきかを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において

本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.7.「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

当社株式の状況 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
 2. 発行済株券等総数 20,399,367株
 3. 株主数 3,725名
 (単元株主数、自己株式と保振を除く)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	比率%
明治安田生命保険相互会社	1,485	7.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,455	7.61
丸紅株式会社	1,442	7.54
株式会社みずほ銀行	948	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	800	4.19
有限会社八幡興産	706	3.69
やよい会	556	2.91
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	488	2.56
平井商事株式会社	377	1.97
岡本多計彦	327	1.71

(注) 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

(略歴)

相澤 光江 1942年10月14日生
1967年 4月 建設省（現国土交通省）入省
1979年 4月 東京弁護士会登録
1985年 4月 新東京総合法律事務所開設
2007年 10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法律事務所
坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー
就任
2015年 4月 TMI総合法律事務所パートナー就任（現任）
2015年 6月 当社社外取締役就任（現任）
2015年 11月 株式会社コジマ社外取締役（現任）
2016年 6月 プルデンシャル・ホールディング・ジャパン株式会社社外監
査役（現任）

(略歴)

深澤 佳己 1967年11月7日生
1993年 司法試験合格
1996年 4月 弁護士登録
深澤法律事務所入所
2004年 6月 当社社外監査役就任
2016年 6月 当社社外取締役就任（監査等委員）（現任）

(略歴)

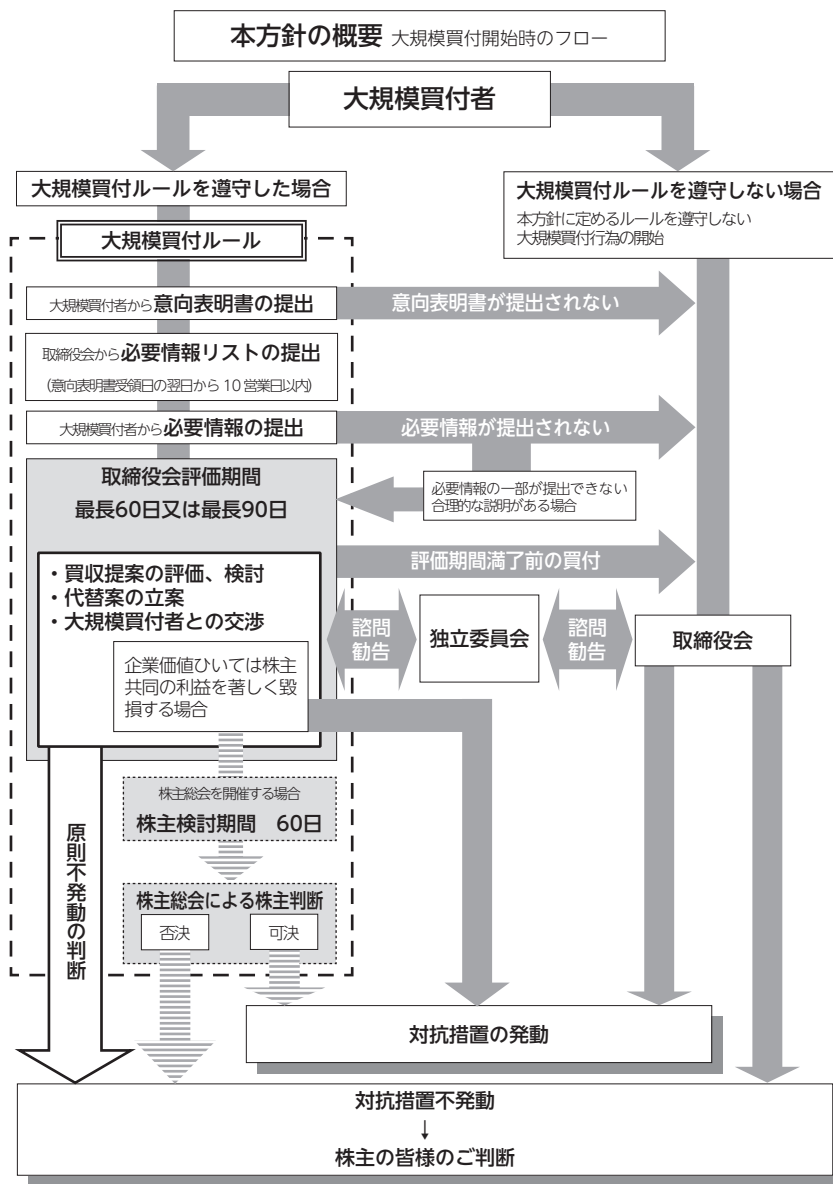
荒井 瑞夫 1945年9月16日生
1976年 3月 公認会計士登録
1976年 9月 税理士登録
1983年 8月 荒井公認会計士事務所開設（現任）
1990年 4月 國學院大學経済学部非常勤講師
2006年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役（現
任）
2015年 3月 國學院大學経済学部非常勤講師退任
2016年 6月 当社社外取締役就任（監査等委員）（現任）
2019年 1月 税理士法人みずほ開設（現任）

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

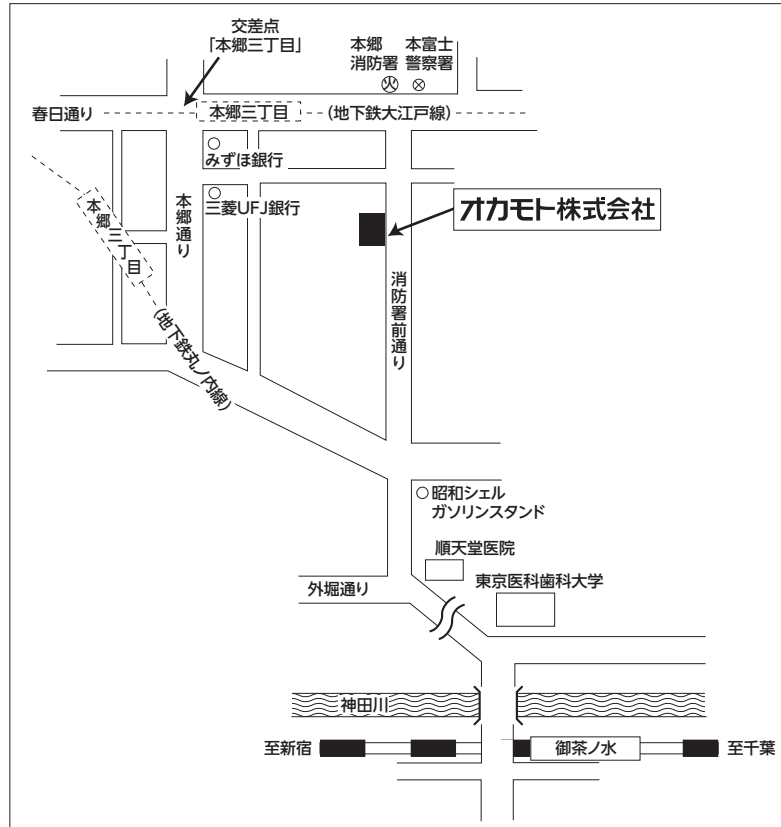


(注) 本図は、本方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

〈メ 毛 欄〉

株主総会会場ご案内図

[会場] 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当会社本社ビル1階



(最寄駅)

- 地下鉄……丸ノ内線、大江戸線 (5番出口)
本郷三丁目駅下車徒歩約6分
- J R……御茶ノ水駅下車徒歩約15分